

概要

こどもの権利擁護について理解の醸成を図るとともに、意見表明等支援員が措置されているこどもを定期的に訪問してこどもの意見表明を支援する。加えて、児童福祉審議会に「こどもの権利擁護部会」を設置し、こどもの意見表明に関して必要な調査を行ったうえで審議し意見具申等を行うことにより、こどもの権利擁護にかかる環境を整備する

① こどもの権利ノート

・こどもが意見を表明するなどの権利を行使できることを記載する「こどもの権利ノート」を施設入所（里親委託）時に配付する

② 意見表明等支援事業（アドボカシー活動の実践）

・こどものアドボカシーの専門性を有する意見表明等支援員が、一時保護所や児童養護施設等に一時保護又は措置されているこどもを定期的に訪問して意見表明を支援し、関係機関に対して代弁等を行う

③ 児童福祉審議会での審議

・①②により表明のあった申立てを児童福祉審議会（こどもの権利擁護部会）が必要な調査を行ったうえで審議し、意見具申等を行う

＜事業全体イメージ＞

